証券会員制法人 札幌証券取引所による パブリックコメント (意見提出手続) 実施について

本所は、信用取引における平均単価の導入に伴う制度整備を行います。 概要は次のとおりです。

「信用取引における平均単価の導入に伴う制度整備について」 (別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 26 年 12月 28日 (日) までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(http://www.sse.or.jp/)において掲載しているほか、 下記意見提出先においても配布しております。

記

- 意見提出期限
 平成 26 年 12 月 28 日 (日)
- 提出方法
 郵送、ファクシミリ
- 3. 宛 先

住 所:〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1 証券会員制法人 札 幌 証 券 取 引 所 総 務 部

FAX: 011-251-0840

4. 意見等処理方法

平成26年12月28日(日)以降、ホームページに掲載いたします。

以上

信用取引における平均単価の導入に伴う制度整備について

平成26年12月18日 証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣旨

会員が取引報告を行う際に、顧客の「同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額(以下、「平均単価」といいます。)」を「単価」として利用することは、 平成15年7月の「証券会社に関する内閣府令」(当時)の一部改正等により、有価証券の売買(信用取引等を除く。)に関して、顧客が特定投資家である場合で、かつ、法令に基づき取引残高報告書の交付を要しない場合「など、一定の条件のもと可能となっています。現に当該取扱いによる平均単価による取引が 実務として定着しているところです。

本所では、今般、信用取引における平均単価の利用ニーズが顕在化してきたことを踏まえ²、市場利用者の利便性の向上を目的として、信用取引において 同様の取扱いが可能となるよう³、所要の改正を行います。

Ⅱ. 概要

項目	内容	備考
1. 信用取引に関する通知書への	・ 会員が、未決済勘定がある顧客に対して毎月送付する信用取引に	・信用取引に関する通知書には、現行、
平均単価の利用等	関する通知書について、法令に基づき取引残高報告書に平均単価	個別単価を記載することが求められ
	を記載することができる場合には、当該通知書の約定値段に平均	ています。
	単価を用いることができるものとします。	
	・ 顧客が特定投資家などである場合で、かつ、法令に基づき取引残 高報告書の交付を要しない場合には、信用取引に関する通知書の 送付を要しないものとします。	

Ⅲ. 実施時期(予定)

平成27年3月末までの本所が別途定める日から実施します。

以上

^{1 「}証券会社に関する内閣府令」の公布当時は「適格機関投資家又はそれに相当する外国の法人等」と規定されています。

² 平均単価の利用や標準的な事務処理の方法等について、日本証券業協会平均単価検討会において議論されています。

³ 平均単価の利用が可能な顧客の範囲については、適格機関投資家、上場会社などの特定投資家などが対象となります。